

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員就業規則第36条の規定に基づき、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 職員は、財団がその設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい職務執行を心掛けねばならない。

(社会的信用の維持)

第3条 職員は、常に公正かつ誠実に職務を執行し、財団の社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 職員は、関連法令及び財団の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に職務を執行しなければならない。

(私的利益の禁止)

第5条 財団の職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 財団の職員は、その職務の執行に際し、財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他財団が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 9 条 財団の職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 10 条 財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。